

入山料で富士山のゴミ問題は解決できるか

徳永清花

1. はじめに

平成 15 年にゴミや尿尿問題により自然遺産として登録が見送られた富士山が今年の 6 月に世界文化遺産に登録された。世界文化遺産登録後、登山客増加に伴うゴミ問題の深刻化が懸念され、入山料の本格導入が検討されている。今年夏には山梨・静岡県が登山客を対象に入山料 1,000 円の任意徴収を行った。入山料を本格導入した際の料金収入は、ゴミ対策などの環境保全に役立てる狙いだ。しかし、私の主張は入山料ではゴミ問題は解決出来ないと考える。入山料を導入しても山麓付近の投棄者に対するマナーの改善には繋がらない。入山料を徴収する県職員の人件費等に多くのコストがかかるからだ。本稿では、ゴミ問題の現状と入山料導入に伴う人件費等の問題について明らかにし、入山料なしのゴミ問題解決案を提案する。

2. ゴミ問題の現状と背景

富士山の頂上付近と山麓付近とでは、ゴミの種類に違いがある。山頂付近には、登山客が投棄したとみられる空き缶やペットボトルが投棄されている。

一方、山麓付近では、家電製品の不法投棄がある。富士山クラブ¹⁾によると家電リサイクル法²⁾施行後に投棄したとみられるテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電 4 品目の不法投棄が目立っている。森下 (1997) は、日本は世界一の使い捨て大国であり、新製品の登場やデザインに飽きたという理由でゴミに出される事が多いと指摘している。このような理由で山麓付近に投棄する事も考えられる。

富士山クラブ山梨事務所によると昨年、不法投棄された家電製品、タイヤなどを含めて 1 年間で約 8.5 t のゴミが回収された。不法投棄対策として静岡県はナンバー読取式自動監視カメラを設置したが夜間・早朝に投棄するなど手口が巧妙化し、投棄者を特定するのが難しいのが現状である。これらの事から登山客だけでなく、一部の業者や周辺住民もゴミの投棄を行っている事が分かる。

3. 入山料導入に伴う人件費等の問題

今年の 7 月から 8 月にかけて山梨・静岡県が登山客を対象に実施した入山料任意徴収で

は10日間で約3,412万円が集まった。本来、山梨・静岡県は任意徴収の料金収入をゴミ対策などの環境保全に繋げる狙いだった。しかしながら、今回の料金収入は、徴収を行った県職員の人件費やガイドブック印刷費、看板製作費等に全額充てられる結果となった。

特に大きな課題となっているのが徴収を行う県職員の人件費の問題だ。11月に山梨・静岡県は来年7月から8月にかけて24時間態勢で入山料任意徴収を実施した場合の収支試算を公表した。表1から山梨県では、人件費等の支出が3割なのに対し、登山道が3本ある静岡県側では入山料の9割が人件費等に充てられる事が分かる。また、山梨の横内知事は複数の登山道や脇道で漏れのない公平な徴収が難しい事や外国人登山客に対応する為、多くの通訳が必要になる事を課題にあげている。したがって入山料を導入しても人件費やその他の経費に充てられる為、ゴミ対策等の環境保全には少額しか活用できず、入山料でゴミ問題が解決出来るとは言いがたい。

表1：来年7月から8月にかけて24時間態勢で入山料任意徴収を実施した場合の収支試算

	収入	支出（人件費等）	支出が収入に占める割合
山梨県側	1億5,890万円	5,050万円	3割
静岡県側	8,900万円	7,579万円	9割

注：毎日新聞 2013 『入山料「強制徴収を」の声も』をもとに作成した。

4. ゴミ問題の解決策

2・3節の現状を踏まえて、この節では入山料なしのゴミ問題解決案を提案したい。第一に富士スバルライン³⁾で行っているマイカー規制⁴⁾を常に行う事を要望したい。富士スバルラインでは、車内からのゴミの投棄が後をたたない。マイカー規制は現在、7月から8月にかけて行っているが、これを常に行う事で車内からのゴミの投棄を抑制する事が出来る。

加えて、排気ガスによる環境への負荷軽減や大幅な交通渋滞緩和などのメリットも見込まれ、結果として自然保護にも繋がる。

第二にガイド同伴での登山を義務づける必要がある。ガイド同伴で登山する事で、登山客への目が行き届くからだ。そうする事でゴミを投棄する登山客のマナーも改善し、登山における知識を深める事で、遭難者や死亡者も減らす事が出来る。

今の富士山には登山に関する規制がなく、登山経験の無い初心者や個人で登山する客も、ほとんどがガイドをつけない。それゆえに出たゴミを持ち帰らず、登山道に捨てる登山客も多い。また図1から分かるように登山客増加に伴い、年々、遭難者や死亡者も増加傾向

にあるのが現状だ。

マレーシアのキナバル山では、ガイド同伴での登山を義務づけており、ゴミ問題は発生していないという例がある。わが国の富士山もガイド同伴の登山を義務づけるべきである。

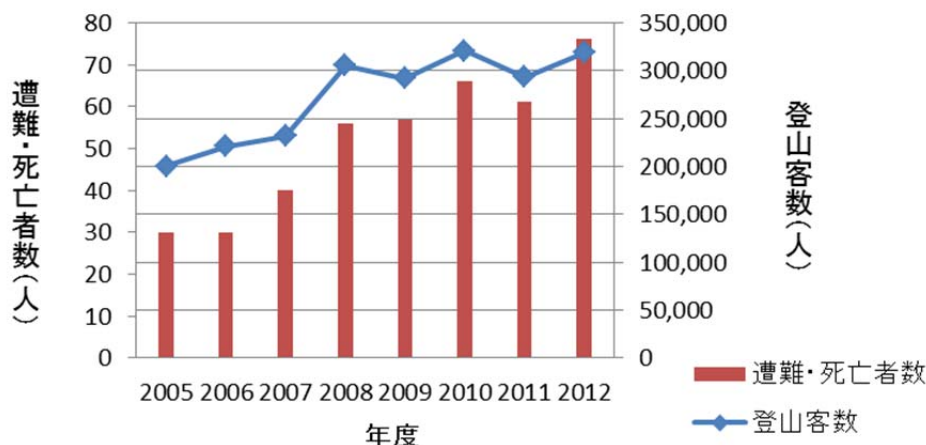


図1：富士山の登山客数と遭難・死亡者数の推移

注：環境省 2013 富士山における遭難事故件数等の推移
富士登山における安全確保のためのガイドライン（主に夏山期間以外における注意事項）
〈<http://www.env.go.jp/park/fujihakone/guide/files/130819ba.pdf>〉をもとに作成した。

5. おわりに

本稿では、富士山のゴミ問題の現状と入山料導入に伴う人件費等の問題について明らかにし、入山料なしのゴミ問題解決案を提案した。すぐにゴミ問題を解決するのは難しいが様々な規制を導入する事で少しずつゴミ問題は改善していくと思う。世界遺産に登録された意義を一人ひとりが考え、世界遺産の名に恥じない富士山にしていかなければならない。

注

- 1) 環境 NPO。富士山の自然環境保護活動を行っている。
- 2) 資源の再利用を促進し、廃棄物を減らす為に平成 13 年 4 月 1 日に施行。収集や運搬、処理にはコストがかかる。
- 3) 富士山有料道路。河口湖から 5 合目までの約 30km の山岳ドライブウェイ。
- 4) 7 月から 8 月にかけて富士山の自然保護と交通渋滞解消の為にしている規制の事。規制時には、山梨県立北麓駐車場に車を停めて、有料シャトルバスやタクシーで富士山 5 合目へ行く。

参考文献

- 1) 産経ニュース 2013 富士山、世界遺産へ
〈<http://sankei.jp.msn.com/life/news/130501/art13050111440003-n1.htm>〉 (2013年6月30日)
- 2) 富士山クラブ 2013 ゴミ問題は今
〈<http://www.fujisan.or.jp/Action/think/index.html>〉 (2013年6月29日)
- 3) 森下研 1997 『ごみ問題をどうするか』 岩波書店
- 4) 三井広報委員会 2013 環境保全団体が実施するエコツアー
〈<http://www.mitsuipr.com/mitsuigraph/137/page04.html>〉 (2013年12月6日)
- 5) 静岡県 2013 不法投棄撲滅対策事業
〈<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/jigyoku/jigyoku12-2.html>〉 (2013年6月30日)
- 6) 南日本新聞 富士山 1000円徴収します (2013年6月15日)
- 7) 富士山 NET 2013 富士山の入山料・協力金に関するアンケート
〈<http://www.fujisan-net.jp/data/article/1200.html>〉 (2013年12月7日)
- 8) 東京新聞 2013 入山料の半分経費
〈<http://www.tokyo-np.co.jp/article/feature/yama/CK2013111002000199.html>〉
(2013年11月28日)
- 9) 毎日新聞 2013 入山料「強制徴収を」の声も
〈<http://mainichi.jp/auth/guide.php?url=http%3A%2F%2Fmainichi.jp%2Farea%2Fyamanashi%2Fnews%2F20131108dd1k19040641000c.html>〉 (2013年11月28日)
- 10) 山梨日日新聞 2013 入山料強制は徹底できるのか
〈<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20131024-00010001-yamanashi-119>〉 (2013年11月28日)
- 11) 富士スバルライン 2011 マイカー規制
〈http://subaruline.jp/eigyoku/my_car55.html〉 (2013年6月29日)
- 12) 環境省 2013 富士登山における安全確保のためのガイドライン
〈<http://www.env.go.jp/park/fujihakone/guide/files/130819ba.pdf>〉 (2013年12月7日)
- 13) フォートラベル 2013 キナバル山登山 標高4,000mにチャレンジ

〈<http://4travel.jp/travelogue/10587036>〉 (2013年12月7日)

14) 経済産業省 2005 家電リサイクル法

〈http://www.meti.go.jp/policy/kaden_recycle/ekade00j.html〉 (2013年7月2日)